

下水道施設の耐震化

○下水道施設の耐震化にあたって

大規模な地震が発生した場合、下水道施設が損壊すると道路上に汚水が溢れたり、トイレが使用できなくなるほか、道路が陥没して緊急車両が通行できなくなるなど、被害がさらに大きくなることが予想されます。

しかし、すべての施設を耐震化するためには、莫大な費用と長い期間が必要となります。そこで震災時における重要な施設を定め、優先的に耐震化を順次進めています。

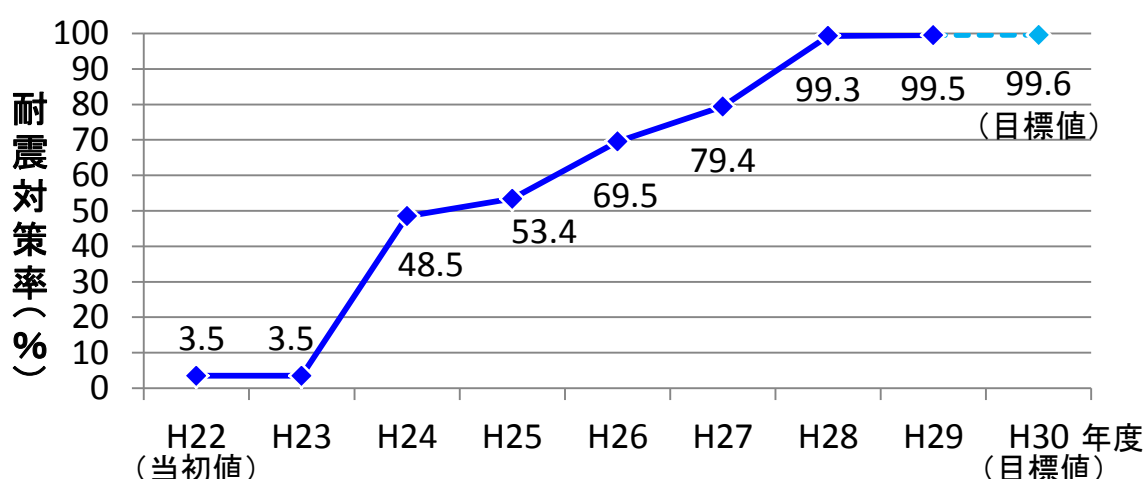
○下水道施設の耐震化の取組み

【下水道管きよの耐震化】

本市における現在の管きよ延長は約 3,000km ありますが、そのうち震災時の下水処理機能や交通機能を確保するため、避難所と水再生センターを結ぶ管きよや、軌道下および緊急輸送路下に埋設されている管きよ約 420km を「重要な管きよ」と位置付け、耐震化を進めています。

なお、平成 29 年度末時点の重要な管きよの耐震対策率は 99.5% となり、耐震対策済み管きよは約 418km となっております。

今後も引き続き、管きよの耐震化を進めていきます。



【重要な管きよの耐震対策率】

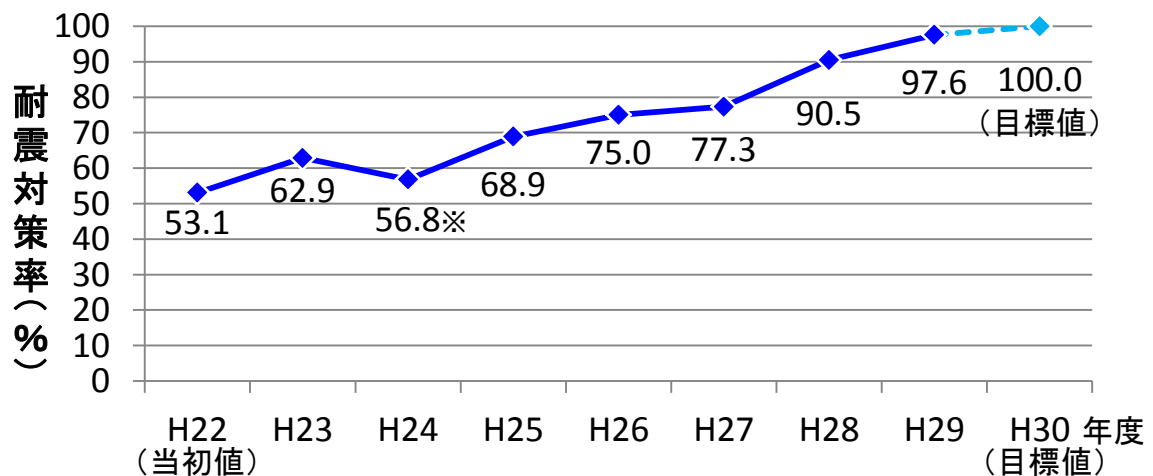


【管更生工事による管きよの耐震化（左：施工中、右：施工後）】

【下水道建築施設の耐震化】

下水処理場及びポンプ場の施設については、公衆衛生保全のための処理機能確保と人命確保のために耐震性能が必要な 41 施設を「重要な建築施設」と位置付け、耐震対策を実施しています。

なお、平成 29 年度末の重要な建築施設の耐震対策率は 97.6%となり、耐震対策済みの建築施設は 40 施設となりました。残る 1 施設についても、平成 30 年度末で完了予定であり、耐震対策率は 100%となる見込みです。



【重要な建築施設の耐震対策率】

※H24 の耐震対策率が減少している理由

- ・当初計画では、「将来廃止予定」や「代替施設が有る」など、耐震化の優先順位が低いことから、対象としていなかった施設についても、人命の安全確保を踏まえ、耐震化の対象施設として追加（総数が増加）したためです。



【建築施設の耐震化】

【津波対策の実施】

発災時においても下水処理機能を確保するため、「下水道施設の耐震対策指針と解説」を踏まえ、平成 28 年度にとりまとめた本市の津波対策の実施方針に基づき、津波対策工事を実施します。

【マンホールトイレの整備】

[マンホールトイレについて](#)